

令和4年2月21日

保護者各位

千歳市子ども福祉部子ども政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）の減額の決定時期等の変更について

日ごろは本市の保育行政の推進につきましてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まん延防止等重点措置の延長に伴い、家庭保育の協力等による利用者負担額（保育料）の減額の決定時期等について次のとおり変更いたします。

感染拡大に伴い、対象となる方が多数いるため、算定までにお時間をいただきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利用者負担額（保育料）の日割りによる減額の取扱いについて（3号認定子ども）

期間	対象の欠席	申請	減額の決定時期
1/4～1/26	市が登園自粛を要請した <u>特定の欠席のみ</u>	不要	4月下旬
1/27～1/31	土曜を含むすべての欠席		
2/1～2/28	土曜を含むすべての欠席		
3/1～3/5	<u>土曜を含むすべての欠席</u>		
3/7～3/31	市が登園自粛を要請した <u>特定の欠席のみ</u>		

期間～の家庭保育協力期間中の欠席は、土曜日も含めてすべて日割りの対象です。それ以外の期間は、市が登園自粛を要請した特定の欠席（新型コロナウイルス感染症による臨時休園や感染や感染の疑い等による欠席）のみが日割りの対象となります。

2. 還付方法・時期について

市立認定子ども園及び私立認可保育所（認定子ども園つばさ・認定子ども園ひまわり・第2住吉保育園・北陽保育園・ちとせスマイル保育園）	
方法	原則として、千歳市へ届け出済みの銀行口座へ振り込みます。振り込み終了後に「過誤納金還付通知書」でお知らせいたします。口座の届け出がない場合は、「口座振込依頼書」の提出が必要となるため、該当の世帯へのみ別途お知らせいたします。
時期	5月下旬予定（1月～3月分一括）
上記以外の施設	
方法・時期	在籍施設へお問合せください。

（お問合せ先）

千歳市子ども福祉部子ども政策課保育係

電話 0123-24-0340（直通）